

総計審議会	
資料 1	R4.11.21

吹田市総合計画審議会について

- ・吹田市総合計画審議会委員名簿 1ページ
- ・吹田市総合計画審議会規則 2ページ
- ・吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針 4ページ
- ・吹田市総合計画審議会の運営について 7 ページ
- ・吹田市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準 8 ページ
- ・吹田市総合計画審議会部会構成(案) 9 ページ

総合計画審議会委員(第4次総合計画中間見直し)

令和4年(2022年)11月21日現在

	号	区分	分野	所属・役職	氏名
1	1号	学識経験者	行財政 社会保障財政	甲南大学経済学部 教授	足立 泰美
2	1号	学識経験者	福祉	梅花女子大学心理こども学部 教授	井元 真澄
3	1号	学識経験者	行政経営	大阪大学大学院法学研究科 教授	北村 亘
4	1号	学識経験者	市民自治	関西大学社会学部 教授	草郷 孝好
5	1号	学識経験者	安心安全	関西大学社会安全学部 教授	越山 健治
6	1号	学識経験者	教育	千里金蘭大学生活科学部 教授	島 善信
7	1号	学識経験者	保健医療	大阪大学大学院医学系研究科 特任准教授	野口 緑
8	1号	学識経験者	環境	大阪大学大学院工学研究科 助教	松井 孝典
9	1号	学識経験者	DX	大和大学理工学部 教授	松浦 敏雄
10	2号	公募市民		—	安藤 義貴
11	2号	公募市民		—	周 月茹
12	2号	公募市民		—	藤村 隆太郎
13	2号	公募市民		—	山中 拓也
14	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市社会福祉協議会 会長	櫻井 和子
15	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田商工会議所 会頭	柴田 仁
16	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市医師会 副会長	相馬 孝
17	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市PTA協議会 副会長	高田 耕平
18	3号	市内公共的 団体等の代表者		アジェンダ21すいた 副会長	福井 一彦
19	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市社会体育団体連絡会 幹事	矢野 哲也
20	4号	関係行政機関		西宮市 政策局 政策総括室 政策推進課 課長	堀越 陽子

※選出区分毎の五十音順・敬称略。

選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2項の各号による。

吹田市総合計画審議会規則

制 定 昭和41年1月10日規則第 3 号

最近改正 平成28年3月31日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和32年吹田市条例第302号)第3条の規定に基づき、吹田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、吹田市総合計画について、市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市内の公共的団体等の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る必要な調査審議を終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。
- 4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 会長は、必要に応じて各部会の調整をはかるため部会の合同会議又は部会長会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則(省略)

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針

制定 平成12年3月8日
最近改正 令和2年3月25日

1 目的

この指針は、審議会等の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、公正を確保するとともに、透明性の向上を図り、あわせて吹田市自治基本条例(平成18年吹田市条例第34号)の趣旨を踏まえ、市民の市政への参画の推進に寄与することを目的とする。

2 定義

この指針において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民、学識経験者等で構成され、市の事務について調停、審査、審議、調査等を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により市長の下に設置された附属機関
- (2) 市民、学識経験者等で構成され、市の事務について意見又は助言等を聴取するため、要領等により市に設置された懇談会

3 審議会等の設置

審議会等を新たに設置しようとするときは、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 法律により設置が義務付けられているものを除き、既存の審議会等の活用、その他行政手段により目的が達成できないか十分検討すること。
- (2) 審議会等を設置する際は、事前に行政経営部企画財政室と協議すること。
- (3) 懇談会については、附属機関との誤解を生じることがないように、次に掲げる事項に留意すること。
 - ア 所掌事項について、調査、審議等を行い、組織体として意見を集約して市長へ答申等を行うものとしなすこと。
 - イ 定足数、議決方法を定めなすこと。
 - ウ 法令等に定めのあるものを除き、原則として審査会、審議会、調査会又は委員会の名称を用いなすこととし、懇談会、研究会、会議等の名称を用いること。

4 審議会等の統廃合

既に設置されている審議会等について、次に掲げる基準に該当する場合は、廃止又は統合を検討する。

- (1) 廃止基準
 - ア 設置の必要性が低下しているもの。
 - イ 設置の目的が達成されたもの。
- (2) 統合基準
 - ア 設置目的及び所掌事項が他の審議会等と類似し、又は重複しているもの。
 - イ 統合により効率的な審議等が可能となるもの。

5 委員の選任

審議会等の委員の選任は、当該審議会等の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的を踏まえ、広く各界各層から選任することとし、次の事項に留意する。

- (1) 委員数は、審議会等の効率的な運営の確保を図ることができる適正な人数とすること。
- (2) 公募による委員(以下「公募委員」という。)を積極的に選任し、市民が参画する機会の保障に努めなければならない。

ただし、次に掲げる審議会等で、会議の運営に支障があると認められる場合は公募しないことができる。

ア 行政処分に関する事項を取り扱う審議会等

イ その他公募が適当でないと思われる審議会等

- (3) 委員の選任においては、積極的に女性の参画を進めること。
- (4) 本市の職員(特別職を除く。以下同じ。)は、法令等に定めのある場合又はその他特別の事由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (5) 同一人を多数の審議会等に選任することのないよう、委員の兼任の防止に努めること。
- (6) 同一委員の在任期間が、長期に継続することのないよう、その回避に努めること。
- (7) 附属機関の委員を委嘱する際は、委嘱状を交付し、懇談会の委員を選任する際は、一般文書により選任を通知すること。

6 公募委員の選任

- (1) 審議会等の委員定数のうち、あらかじめ公募委員の枠の設定に努める。
- (2) 公募委員に応募できる者は、原則として、応募日現在において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者

イ 本市の審議会等の委員となっていない者

- (3) 公募委員の募集に関し必要な情報は、市報、市ホームページその他の広報媒体の活用により、広く市民への提供を図る。
- (4) 公募委員の選任は、作文や面接等により行うこととし、選考基準を定め、公正、適正な選考を行うこと

7 委員報酬等

- (1) 附属機関の委員は非常勤の特別職職員であるため、報酬を支給するものとする。
- (2) 懇談会の委員は職員とはならないため、会議出席の謝礼を支払う場合は、報償費で支出するものとする。

8 会議の運営

- (1) 審議会等の会議は、次に掲げる事項に留意して招集する。

ア 附属機関の会議は、附属機関の長が招集する。

イ 懇談会の会議は、市長等が招集する。

- (2) 委員が参加しやすい環境を整えるため、会議の開催日時の設定や一時保育の実施について、配慮するものとする。

9 会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開する。

- (1) 公開で行う会議は、何人も傍聴することができる。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。
- ア 他の法令等に特別の定めがあるとき。
 - イ 吹田市情報公開条例(平成14年吹田市条例第10号。以下「情報公開条例」という。)第7条各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報を取り扱うとき。
 - ウ 会議を公開することにより会議の目的を失わせ、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

10 公開の方法等

- (1) 審議会等は、公開で行う会議については、会場に傍聴席を設け傍聴を認める。
- なお、附属機関の長又は懇談会を所管する部長は、会議を円滑に運営するため、傍聴にかかる遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めなければならない。
- (2) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

11 会議開催の周知

- (1) 審議会等の会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として当該会議開催日の1週間前までに公表する。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (2) 審議会等は、必要に応じ、報道機関への情報提供やその他の広報手段により、会議の開催について周知するよう努める。

12 会議録等の作成

- (1) 審議会等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録又は議事の要旨等(以下「会議録等」という。)を作成しなければならない。
- (2) 会議録等は、その写しを所定の場所で保管して市民の閲覧に供する。
- (3) 会議録等において情報公開条例第7条各号に該当する公開しないことができる情報又は公開することができない情報が記録されている場合は、審議会等は会議録等の写しからその記録を削除することができる。

13 その他

市長は、市民が審議会等の運営状況について知ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

総計審議会	
資料1-4	R4.11.21

吹田市総合計画審議会の運営について

吹田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関する事項のうち、「吹田市総合計画審議会規則」(以下「規則」という。)及び「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」に定めのない事項については、下記のとおり取扱うこととします。

記

1 審議会の会議録等の公表について

審議会の会議録は、氏名を表示せず、内容は議事要旨とします。

また、出席委員全員の確認を得た上で、資料とともにホームページ等で公表します。

2 審議会の傍聴について

審議会の傍聴に関する事項を、「吹田市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準」のとおり定めています。

総計審議会	
資料1-5	R4.11.21

吹田市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、審議会の開始時刻の15分前から開始時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 会長は、審議会の開催場所の規模等により審議会を傍聴できる者(以下「傍聴人」という。)の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する員数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会の進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、審議会の運営上、傍聴に関し必要な事項が生じたときは、会長が定める。

附 則

この基準は、平成15年11月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年11月16日から施行する。

吹田市総合計画審議会部会構成(案)

1 1号委員・3号委員の専門分野(大綱別)

大綱	見直し項目	1号委員(学識)	3号委員(団体)
【大綱1】 人権・市民自治		関西大学 草郷委員(市民自治)	
【大綱2】 防災・防犯	災害の頻発	関西大学 越山委員(安心安全)	
【大綱3】 福祉・健康	保健所設置 地域医療	梅花女子大学 井元委員(福祉) 大阪大学 野口委員(保健医療)	医師会 社会福祉協議会
【大綱4】 子育て・学び	GIGAスクール 小学校35人学級	千里金蘭大学 島委員(教育) (梅花大学 井元委員(福祉))	PTA協議会
【大綱5】 環境	暑熱環境の悪化 脱炭素・脱プラ	大阪大学 松井委員(環境)	アジェンダ21すいた
【大綱6】 都市形成			
【大綱7】 都市魅力			社会体育団体連絡会 商工会議所
【大綱8】 行政経営	DX 自治体間連携	大阪大学 北村委員(行政経営) 甲南大学 足立委員(行財政、社会保障財政) 大和大学 松浦委員(DX)	

※SDGsは全分野に共通するものとし、特定の大綱では取り扱わない

2 第4次計画策定時の審議会部会構成

第1部会(8人):大綱1, 2, 3, 4 第2部会(9人):大綱5, 6, 7, 8

専門部会(4人・学識経験者のみ):人口推計、都市空間、財政運営の基本方針

→専門部会で所掌していた事項のうち、人口推計は実績値補完の修正とすること、都市空間の見直しは予定していないことから、「財政運営の基本方針」のみが見直し対象となるため、第4次策定時と同様の部会分けでは見直し内容と合わないため、部会構成を見直し

3 第4次計画見直しに向けた部会案

1号委員の専門性、各大綱の親和性などを考えて構成

	所掌事項	1号委員		2号委員	3号委員	
第1部会	大綱2 防災・防犯	北村委員	行政経営	周委員	柴田委員	商工会議所
	大綱5 環境	越山委員	安心安全	藤村委員	福井委員	アジェンダ21すいた
	大綱6 都市形成 大綱7 都市魅力	松井委員	環境		矢野委員	社会体育団体連絡会
第2部会	所掌事項	1号委員		2号委員	3号委員	
	大綱1 人権・市民自治 大綱3 福祉・健康 大綱4 子育て・学び	井元委員	福祉	安藤委員	櫻井委員	社会福祉協議会
		草郷委員	市民自治	山中委員	相馬委員	医師会
		島委員	教育		高田委員	PTA協議会
野口委員		保健医療				
第3部会	所掌事項	1号委員		4号委員		
	大綱8 行政経営 財政運営	足立委員	行財政、社会保障	堀越委員		
		北村委員	行政経営			
		島委員	教育			
松浦委員		DX				